

第 8 4 号議案

ふじみ野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

ふじみ野市国民健康保険条例（平成 1 7 年ふじみ野市条例第 1 0 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「4 0 万 4 , 0 0 0 円」を「4 0 万 8 , 0 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係るふじみ野市国民健康保険条例第 5 条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 2 2 2 号）の施行に伴い、出産育児一時金の支給金額を改定するため、ふじみ野市国民健康保険条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。